

那覇市小学生バレーボール連盟

各専門部等細則

(目的)

第1条 本細則は、那覇市小学生バレーボール連盟規約第28条第6項に拠り、各専門部等細則を定めることを目的とする。

(各専門部等)

第2条 本連盟には、次の専門部等を置く。

- (1) 総務部
- (2) 競技部
- (3) 審判部
- (4) 普及強化部
- (5) コンプライアンス担当
- (6) 感染症対策部担当
- (7) 会計

(事業計画)

第3条 各専門部等は、年度毎に事業計画を立案し、理事会に提出し承認後、「総会」での承認を得て、これを執行する。

(構成及び定数)

第4条 各専門部は、部長1名・副部長1名・地区長1名及び各地区部員をもって構成する。

2. 各担当は、1名で構成する。
ただし、感染対策担当は、各チームより1名を感染対策担当者とする
3. 会計は、1名で構成する。

(事業)

第5条 各専門部の事業及び仕事内容は、次の通りとする。

- (1) 総務部
 - ①大会冊子の作成・提案
 - ②総会・代表者会議・講習会・研修会・大会等の受付
 - ③大会会場内の管理、各種掲示や放送に関すること
 - ④大会中の来賓、役員の接待と救護に関すること

- ⑤総会、理事会の開催準備と会議議事録の作成及び保管
- ⑥総務に関する備品、消耗品、事務文具等の調達・管理
- ⑦定期総会の資料作成・配付（送信）
- ⑧マスコミ等への広報に関すること
- ⑨各種事業に関する写真撮影・収集保管
- ⑩広告に関すること全般
- ⑪式典（開会式・閉会式及び表彰式等）に関すること。
- ⑫他の専門部に属さない業務

（2）競技部

- ①各大会における競技に関すること
- ②各大会競技に関する文書（競技上の確認事項）の作成及び説明
- ③広報に関すること（組み合わせ・結果報告等）
- ④大会会場の点検及び競技用具類の点検・準備
- ⑤大会の選手メンバー表等のチェック
- ⑥大会記録作成保管
- ⑦競技部関係備品の管理保管
- ⑧大会組み合わせ表の作成
- ⑨大会使用会場数の決定
- ⑩沖小連競技委員会研修会への参加
- ⑪各大会参加申込書の管理・保管
- ⑫その他競技に関すること

（3）審判部

- ①審判員の指導育成
- ②各大会における審判に関する文書（審判上の確認事項）の作成及び説明
- ③大会審判員の手配及び審判割り当て表の作成
- ④競技会場の点検と審判用具類の点検・準備
- ⑤審判講習会実施計画の作成及び実施
- ⑥試合前の審判員及び補助員とのミーティング・指導
- ⑦沖小連審判委員会研修会への参加
- ⑧その他審判に関すること

(4) 普及強化部

- ①那覇市内の小学生バレーボール普及のための事業計画作成・提案及び実施
- ②那覇市内の小学生バレーボールチームの競技力強化のための事業計画・提案及び実施
- ③沖小連普及強化委員会研修会への参加
- ④その他普及強化に関すること

(5) コンプライアンス担当

- ①「コンプライアンス確立」のための啓蒙活動に係る事業計画の作成・提案と実施
- ②「暴力・体罰・パワハラ・セクハラ撲滅宣誓書」の集約と管理
- ③那覇市内における事案発生への対応
 - ア 調査
 - イ 報告書の作成（第一報・最終報告及び理事会への報告）
 - ウ コンプライアンス関係の「相談窓口」への対応
 - エ 沖縄県小学生バレーボール連盟等の上部団体との連携
- ④その他コンプライアンスに関すること

(6) 感染対策担当

- ①「感染対策の確立」に関わる事業計画の作成・提案と実施
- ②本連盟主催の大会に於ける提出書類の集約と一定期間の管理及び事案発生時の迅速な対応
- ③その他感染対策に関すること

(7) 会計

- ①各種大会及び講習会等の依頼文書作成と発送及び回答確認
- ②本連盟主催の大会会場及び諸会議等の確保
- ③沖縄県小学生バレーボール連盟、那覇市バレーボール協会等、上部団体との関係業務
- ④常任理事会の開催準備と会議議事録の作成及び保管
- ⑤その他事務局業務に関すること

附則

この規定は、総会終了後から適用する